

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P
F O S又はその塩の項又はP F O A又はその塩の項に規定する製品でP
F O S又はその塩又はP F O A又はその塩が使用されているものの容器
、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止す
るための措置等に関し表示すべき事項

(平成二十三年三月三十一日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第六号)

最 終 改 正 令 和 三 年 九 月 二 十 一 日

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号

施 行 日 令 和 三 年 十 月 二 十 二 日

第1 P F O S又はその塩又はP F O A又はその塩（以下「P F O S等」
という。）が使用されている製品であること及びP F O S等が第一種特
定化学物質であること。

第2 P F O S等の含有率

第3 注意事項

- 1 消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤（以下「泡消火薬剤等」という。
）に使用されているP F O S等が、自然的作用による化学的変化を生
じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり
、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに
留意し、泡消火薬剤等を訓練又は点検において使用する場合は、放出
した泡消火薬剤等を回収すること等により、P F O S等の排出の削減
に努めなければならないこと。
- 2 泡消火薬剤等の移替えの作業は、飛散又は流出しないようポンプ等
により行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、布等により
直ちに拭き取ること。
- 3 漏出したときは回収するよう努めること。
- 4 回収した泡消火薬剤等の廃棄物は、関係法令に基づき、自社で適正
に処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

第4 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所